

「遺伝資源へのアクセス手引(第2版)」 の発行について

生物の多様性に自然科学がいかに挑むか?
-名古屋議定書とその実施を巡って2013年12月11日
高知大学物部キャンパス

一般財団法人 バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 渡辺 順子



遺伝資源へのアクセス手引

第2版 2012年





第2版の特徴

- (1) 基本はボン・ガイドライン
- (2) 名古屋議定書の重要事項を追加
- (3) 7年の実施経験を踏まえて、 新たなQ&Aを追加



手引の目次

▮……...一般的事項

用語の説明追加、流れ図(9頁)を改定等

名古屋議定書関連条項を追加、「4. 遵守」規定(32頁) を追加、実施上の問題点と対応(Q&A)を追加。

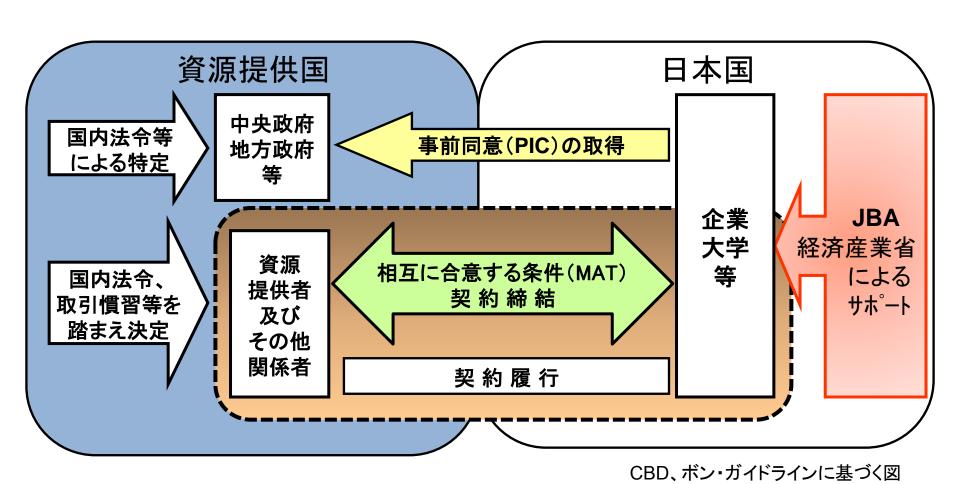
||| その他の事項(組織内の管理システム、39頁)

IV JBA及び経済産業省の役割

参考.....(お役立ちサイト)



アクセスと利益配分の枠組み(9頁)



→ 本資料の無断複製・転載・改変禁止



4. 遵守(32頁)

国内遵守措置

利用者側措置

- □ 第15条:
 - アクセスと利益配分に関する国内の法律又は規制要件の遵守
- □ 第16条: 遺伝資源に関連する伝統的知識へ のアクセスと利益配分に関する国 内の法律又は規制要件の遵守
- □ 第17条: 遺伝資源の利用のモニタリング



環境省、検討中

どのようなものになるのか???



「アクセス手引」 に従って行動してください。

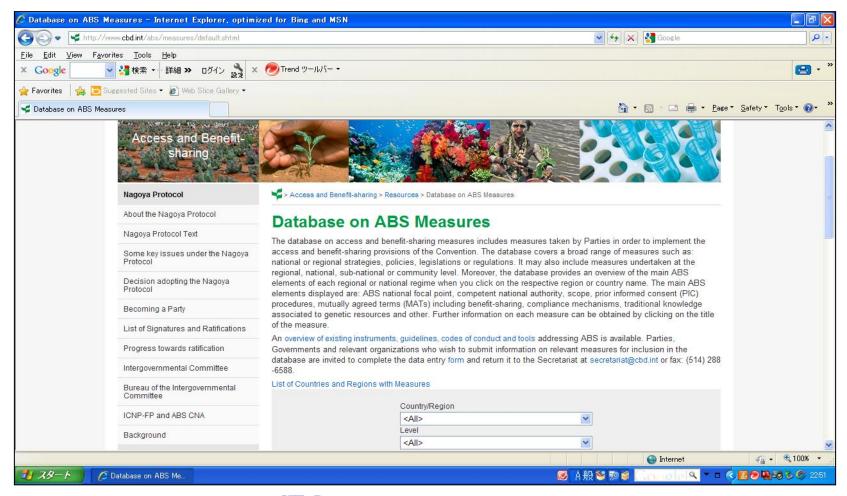


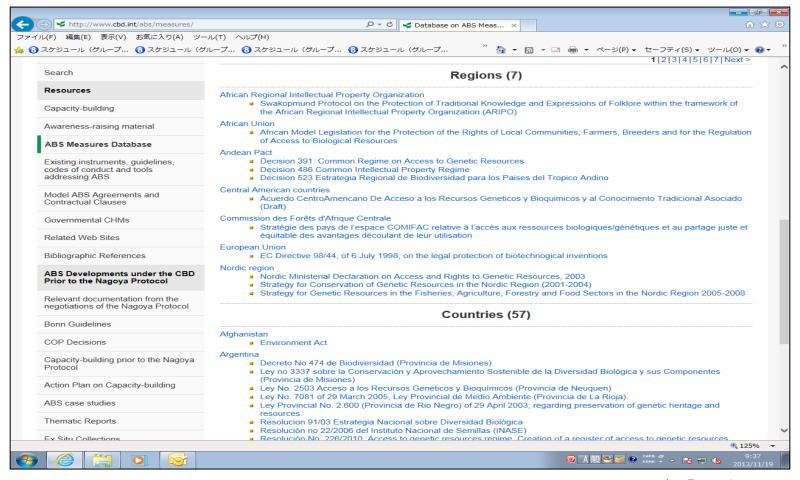
手引の利用「大原則」

海外の遺伝資源等に アクセスする際は、 まず、

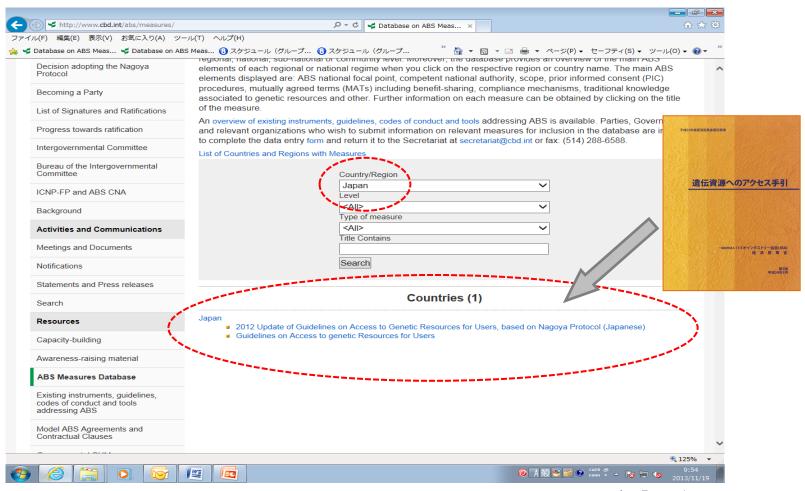
遺伝資源提供国の国内法や行政措置等に従うこと!

名古屋議定書が採択された現時点においても、遺伝資源の利用者にとって、今までの手続を変更するものではない。





2013年11月19日アクセス



□ ABSに特化した法律(ABS法)を有する国は、25~30カ国程度。

(CBD批准国の20%未満)

□ 国内法はABSに特化した法律とは限 らない。

アクセスに関連する国内法

(ABSに特化した法律ではない)

例1:マレーシア

(但し、サバ州、サラワク州にはABS法がある)

例2: インドネシア

例1:マレーシア (サバ州、サラワク州以外)

CBDの所管:天然資源環境省

Regulation for the Conduct of Research in Malaysia

(首相府経済企画庁、1999年)

海外の機関がマレーシアの生物資源を利用する場合には、マレーシアの しかるべき研究機関と共同研究契約を締結し、それを経済企画庁に認可 される必要がある。

(http://www.epu.gov.my/undertaking)

例2: インドネシア

CBDの所管:環境省

□ Government Decree No. 41/2006

インドネシア研究技術省(RISTEK)

外国の大学・研究機関・企業・個人がインドネシアにおいて研究する際、 RISTEKから研究許可を取得しなければならない。

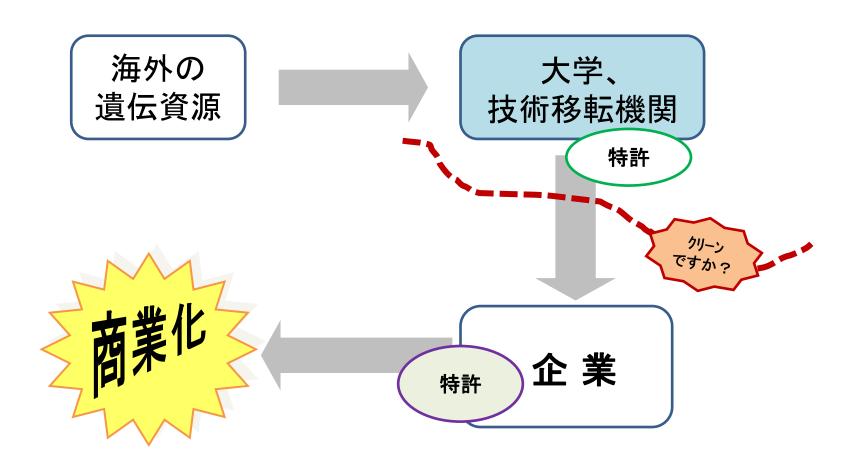
【申請手続き】

Research Permit Procedures for Foreign Universities, Research Institutes, Enterprises and Individual Researchers in Indonesia

(http://202.46.15.98/?module=File&frame=lain_lain/frp/PANDUAN_frp_English.pdf)



大学の研究者も責任ある立場にあります!





CBDの落とし穴

その利用、大丈夫ですか?

- 海外の大学の先生からもらった遺伝資源?
- 留学生が日本へ持参した遺伝資源?
- 海外に行って市場等で自分が購入した遺伝資源?
- 提供国政府のどの部署から許可を得ましたか?

バイオパイラシー論争 ケニア環境省とジェネンコア社①

大学との共同研究 →素材移転

ケニア野生生物庁(KWS)のクレーム:

「ジェネンコア社はケニアの微生物を利用したにもかかわらず、ケニアには何も利益配分がされていない。」

<u>争点</u>:

「保護地域で試料を採取した者が、その保護地域で生物素材を採取するための許可を政府から得たという証拠を示すことができない。」

<u>背景</u>:

1992年、ケニアのSoda Lakeから試料を採取し、極限環境微生物を分離した。その菌が産生する酵素を利用して洗剤を開発し、特許を取得。これを2002年の企業年次報告書に記載した。

バイオパイラシー論争 ケニア環境省とジェネンコア社②

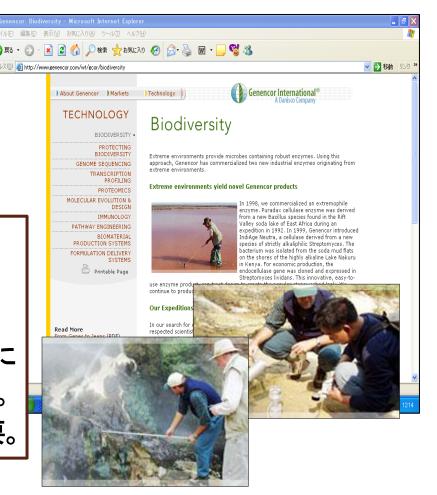
利害関係者:

- ジェネンコア社
- ケニア野生生物庁(KWS)
- イギリス・レスター大学 W. Grant教授
- ケニヤッタ大学 W. Mwatha教授

論点のポイント:

KWSによれば、

- 本来の許可発行機関はKWS。
- ケニア科学技術協議会からの研究許可には、さらなる商業利用は含まれていない。
- 商業利用をするならば、別の許可が必要。





手引「III. その他の事項」(39頁)



組織内の管理システム

- 組織内におけるCBD及び名古屋議定書の内容の周知徹底
- 遺伝資源等へのアクセスと利用に関する組織体制の整備
- 取得した遺伝資源等の記録及び保存の体制の整備



おわりに

名古屋議定書はまだ発効していません!

- □「遺伝資源へのアクセス手引 第2版」 に従って行動してください。
- □ 不明な点、問題点等については、JBAの「ABS相談窓口」にご相談ください。
 - → https://ssl.alpha-prm.jp/jba.or.jp/abscontact.html